

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【公開番号】特開2009-55900(P2009-55900A)

【公開日】平成21年3月19日(2009.3.19)

【年通号数】公開・登録公報2009-011

【出願番号】特願2008-98686(P2008-98686)

【国際特許分類】

A 2 3 L 2/38 (2006.01)

【F I】

A 2 3 L 2/38 F

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月26日(2009.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水溶媒によって抽出されたクロレラ抽出物を主成分とする飲料水に、水溶媒によって抽出された唐辛子抽出物を添加したクロレラ抽出物含有飲料。

【請求項2】

3～40重量%の唐辛子抽出物と、50～90重量%の醸造酢とを含有した日持ち向上剤を添加した、請求項1記載のクロレラ抽出物含有飲料。

【請求項3】

前記唐辛子抽出物が全体に対して0.012重量%以上となるように、前記日持ち向上剤を0.3～5.0重量%添加した、請求項2記載のクロレラ抽出物含有飲料。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】クロレラ抽出物含有飲料

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、保存安定性の優れたクロレラ抽出物含有飲料に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明のクロレラ抽出物含有飲料は、水溶媒によって抽出されたクロレラ抽出物を主成

分とする飲料水に、水溶媒によって抽出された唐辛子抽出物を添加したことを特徴としている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明のクロレラ抽出物含有飲料であって、3～40重量%の唐辛子抽出物と、50～90重量%醸造酢とを含有した日持ち向上剤を添加したものが好ましい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、前記唐辛子抽出物が全体に対して0.012重量%以上となるように、前記日持ち向上剤を0.3～5.0重量%添加したものが好ましい。